

高松基署発 0625 第 3 号  
令和 3 年 6 月 25 日

事業主各位

高松労働基準監督署長



墜落・転落災害防止対策の推進に係る協力要請について

平素より労働基準行政の推進につきまして、格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当署管内における令和 2 年の休業 4 日以上の労働災害は 537 件となり、前年と比べ 20 件 (3.8%) の増加をみましたが、第 13 次労働災害防止計画 (以下、「13 次防」という。) の第 4 年度である令和 3 年の目標は 417 件であり、目標達成については厳しい状況となっています。令和 2 年の労働災害 537 件の発生状況としては、転倒災害が最も多く全体の 25.3% (136 件) を占め、次いで墜落・転落災害が 16.2% (87 件) となっています。

このため、当署においては、令和 3 年度の安全衛生対策の推進に当たり、墜落転落災害の大幅な減少を図ることを最重点課題として進めることとしております。(最も発生率の高い「転倒災害」については業種横断的に「STOP 転倒災害」を推進しているところです。)

つきましては、貴団体におかれましても、会員事業場に対し、別添 3 種のチェックリスト (「トラック荷台からの墜落・転落災害防止チェックリスト」、「はしごを使う前に&脚立を使う前にリーフレット (チェックリスト)」、「階段からの墜落・転落災害防止チェックリスト」) により自主点検を実施していただき、職場における墜落・転落災害防止に努めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ

高松労働基準監督署 安全衛生課 担当：池田、大野

〒760-0019 高松市サンポート 3-33

高松サンポート合同庁舎 2 階

TEL 087-811-8945

トラック荷台からの墜落・転落災害が増加しています！  
下記のチェックリストを活用して、各現場の点検をしてください。【高松労働基準監督署】

## トラック荷台からの墜落・転落災害防止チェックリスト

番号	チェック項目	チェック
1	荷台と段差が無いプラットホームがあるか？	
2	荷台の外側に設ける『仮設の作業床』を使用しているか？	
3	安全帯を取り付ける設備がトラックにある場合必ず安全帯を使用するよう指導しているか？	
4	荷台への昇降設備・装置(昇降装置・踏み台など)を準備しているか？【裏面参照】	
5	トラック昇降時に、あおりに足をかけないよう徹底しているか？ (上記2、4を使用している)	
6	トラック荷台で作業する(移動する)際は、「後ずさり」を禁止しているか？	
7	トラック荷台への昇降は、手足の「3点支持」を徹底しているか？	
8	トラックの荷台昇降時のステップを踏み外すことがないよう、しっかりと踏み込むよう教育しているか？	
9	トラックに「転落注意」ステッカーを貼り、注意喚起しているか？	
10	トラック荷台への「飛び乗り・飛び降り」を禁止しているか？	
11	荷積みしているトラックの荷台上の移動を「原則禁止」しているか？	
12	トラック荷台への荷積み作業以外は、地上で行うことを徹底しているか？	
13	荷役作業時は保護帽(墜落時保護用)を必ず着用させているか？	
14	保護帽は「あごひも」をしっかり締めることを指導しているか？	
15	保護帽(墜落時保護用)は耐用年数を過ぎると交換しているか？ (ABS・PC・PE製は3年、FRP製は5年)	
16	ストレッチ体操や墜落予防の運動を導入(又は勧奨)しているか？	

【記入方法】できている：「○」、できていない：「×」、該当なし：「－」を記入。



# はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

## 作業前 8 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

確認担当者名

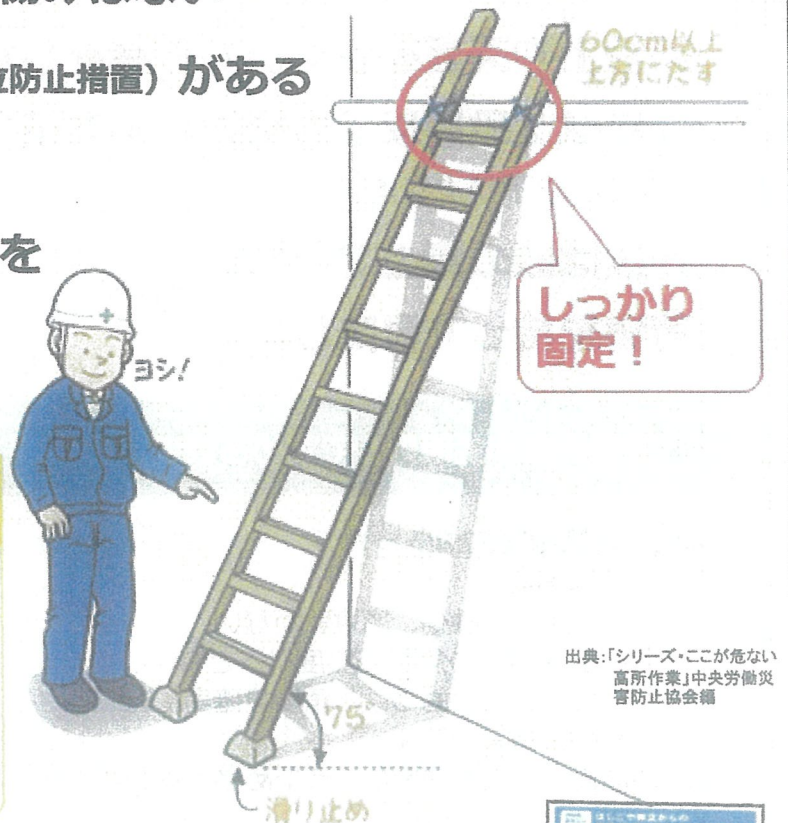
- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをボルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め (転位防止措置) がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときも、チェックしましょう

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

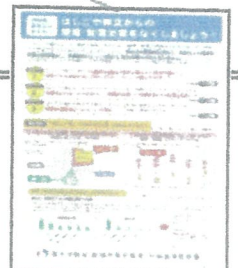
#### 移動はしご (安衛則第527条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 幅は30cm以上
- 4 すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



出典:「シリーズ・ここが危ない  
高所作業」中央労働災害  
防止協会編

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

# 脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。  
あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

## 作業前 10 のチェック！！

### (作業前点検リスト)

年 月 日

天気 (晴・曇・雨・雪)

現場名

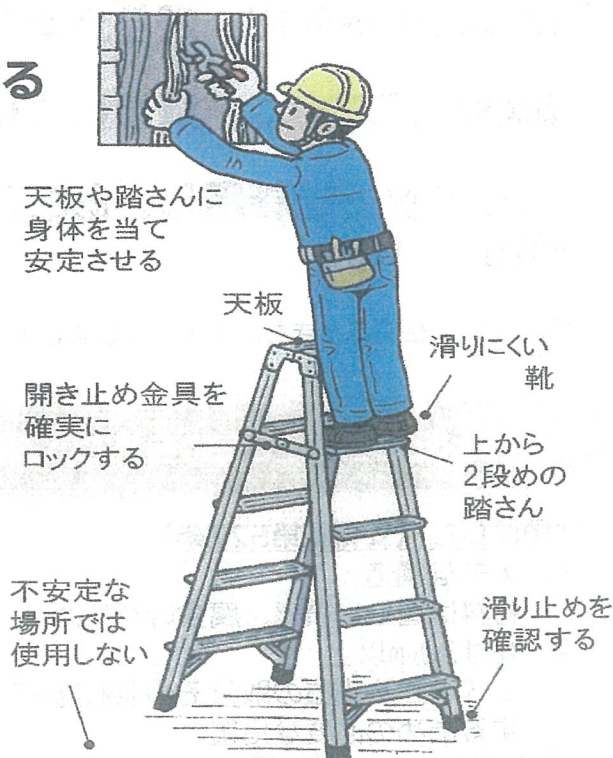
確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する  
(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

### 「労働安全衛生規則」で定められている事項

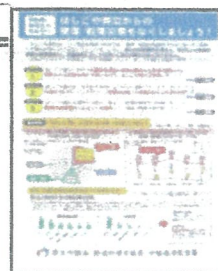
#### 脚立 (安衛則第528条)

- 1 丈夫な構造
- 2 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 3 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のもの、角度を確実に保つための金具等を整える
- 4 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落制止用器具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」  
(リーフレット) も確認してください。⇒⇒⇒



階段からの墜落・転落災害が増加しています！

下記のチェックリストを活用して、各現場の点検をしてください。【高松労働基準監督署】

## 階段昇降時の墜落・転落災害防止チェックリスト

番号	チェック項目	チェック
1	階段に滑り止めを設けているか？	
2	階段の勾配は急すぎないか？	
3	手すりを設けているか？	
4	階段の踏面や手すりが損傷していないか？	
5	照明は十分な明るさを確保しているか？	
6	段差や滑りやすい箇所に注意を促す標識があるか？	
7	耐滑性の靴を採用しているか？	
8	階段周囲の整理・整頓に努めているか？	
9	階段の上り方向・下り方向に係るルール(右側通行など)をあらかじめ決めてしているか？	
10	ポケットに手を入れて階段を昇降していないか？	
11	慌てることなく、ゆっくりと確実に昇降しているか？	
12	ストレッチ体操や墜落予防の運動を導入(又は勧奨)しているか？	

【記入方法】できている：「○」、できていない：「×」、該当なし：「-」を記入。